

野生鳥獣の捕獲には許可が必要です

- 無免許・無許可での野生鳥獣の捕獲やわなの使用は違法です。
- 無許可で捕獲した場合、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に違反となり、**1年以下の懲役または100万円以下の罰金**に処せられます。
- 小型箱わな等、市販されているものであっても無免許・無許可での使用は違法です。

【捕獲許可について】

生活環境、農林水産業への被害を受けており、防鳥網や防護柵の設置、忌避剤の散布や追い払い等の防除対策によっても被害が防止できないと認められる場合には、**市の許可を受けて**捕獲することが可能となります。

※捕獲された鳥獣について市で回収は行いません。捕獲後の処置については、捕獲者自身で対応いただくことになります。

【許可対象鳥獣】

- 鳥類 カワウ、カルガモ、キジバト、ヒヨドリ、ニューナイズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバト
- 獣類 ノウサギ、タヌキ、キツネ、アライグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、ノイヌ、ノネコ



【許可対象者】

原則として、被害等を受けた者または被害等を受けた者から依頼を受けた個人または法人であって、**狩猟免許を所持し捕獲した個体を適切に処分できる者。**

※垣、柵その他これに類するもので囲われた住宅の敷地内や建物内等、不特定の人物が立ち入る恐れのない場所で、小型箱わな等を使用し、小型鳥獣を捕獲する場合に限り、狩猟免許を所持していない者も許可対象となります。

※アライグマについては、人に危害を加える恐れのある特定外来生物に指定されていることから、発見された時点で捕獲・駆除の対象となります。発見した場合は環境課へご連絡ください。

【お問合せ】 環境課 ☎63-1111 内線251～253